

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：薬務水道費 目：薬務費

事業名 **新** 在宅医療提供拠点薬局整備事業費補助金 (地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 薬務水道課 薬事麻薬係 電話番号：058-272-1111 (内 2572)

E-mail：c11224@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 10,088千円 (前年度予算額： 0千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	.0	0	0
要求額	10,088	0	0	0	0	0	10,088	0	0
決定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

高齢化の進行により介護・療養を必要とする県民は増加すると考えられ、その受け皿として在宅医療の提供体制の構築・強化が求められている。

患者・家族が在宅における輸液療法や疼痛緩和療法の提供を希望する場合、高い無菌性を求められる輸液や注射薬などの無菌調剤に地域薬局が対応できることが必要となるが、無菌調剤に応需できる薬局は少ないことから、共同利用可能な無菌調剤室の整備を支援し、地域の薬局が共同利用できる体制の構築を図り、薬局における在宅医療を推進する。

(2) 事業内容

地域の薬局が共同利用可能な無菌調剤室を整備する薬局開設者に対して、その整備費用の2分の1を助成する。

※補助金の上限額：1件あたり5,000千円

(3) 県負担・補助率の考え方

地域の薬局が共同利用可能な無菌調剤室を整備することにより、無菌調剤設備がない薬局も無菌調剤室の共同利用により無菌調剤を行うことが可能となり、地域の無菌調剤への応需体制を強化でき、薬局における在宅医療を推進できることから、県負担は妥当である。

なお、補助金で整備された共同利用可能な無菌調剤室は、補助事業者の資産（設備）となることから、経費の2分の1の負担を求める。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	10,000	無菌調剤設備の導入経費の補助
需用費、役務費	88	補助事業事務費

決定額の考え方

事業内容を精査し、計上を見送ります。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画

在宅医療への薬局の参加促進

(3) 後年度の財政負担

薬局における在宅医療を推進していくため、今後も事業を実施していく必要がある。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

高い無菌性を求められる輸液や注射薬などの無菌調剤に対応できる共同利用可能な無菌調剤室の整備を支援し、地域の薬局が共同利用できる体制の構築を図り、薬局における在宅医療を推進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
無菌製剤処理 加算届出薬局 数	47 薬局 (R2.10.1 現在)	(H)	(H)	(H)	90 薬局 (R5 年 度末)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

(前年度の成果)

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	地域の薬局が共同利用可能な無菌調剤室を整備することにより、無菌調剤設備がない薬局も無菌調剤室の共同利用により無菌調剤を行うことが可能となり、地域の無菌調剤への応需体制を強化でき、薬局における在宅医療を推進できる
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価)	

(今後の課題)

県内薬局の無菌調剤への応需体制を強化していくためには、地域の薬局が共同利用可能な無菌調剤室を整備する薬局開設者を支援していく必要がある。
--

(次年度の方向性)

薬局における在宅医療を推進していくため、事業を継続する。
